



令和3年 月 日

茨木市長 福岡 洋一 様

茨木市環境審議会  
会長 玉井 昌宏

茨木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について（答申）

令和3年10月2日付をもって、本審議会に諮問のありました茨木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）につきましては、茨木市環境基本条例第24条第2項に基づき慎重に審議を行った結果、別添「茨木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）」のとおり答申いたします。

当審議会では、これまでに計4回の会議を開催し、専門的な見地や市民・事業者としての視点のもと、パブリックコメント制度による市民等の意見も踏まえ、審議を重ねてまいりました。本計画（案）は、国や大阪府の「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」宣言や市域の状況を踏まえ、中・長期的な施策の展開について記載されているものであり評価されるものです。計画策定にあたっては、十分尊重されることを求めます。

また、本計画の推進にあたっては、市は率先して地球温暖化対策を行うとともに、市民・事業者に対し、温室効果ガスの排出抑制に向けた「緩和策」と今回新たに盛り込んだ気候変動の影響に対処する「適応策」の普及啓発に努め、それぞれの主体が率先して対策に取り組めるよう、とりわけ下記の点について留意されることを求めます。

記

留意事項

以上